

## 設備機器管理業務仕様書

この仕様書は、吹田市民プール（片山、北千里）の設備機器管理業務の実施に関して、吹田市（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

### 1 業務の目的

本業務は、施設の機能を維持するとともに、施設利用者がより快適に利用できる良質な環境を提供することを目的とする。

### 2 従事員

- (1) この業務についての経験が豊富な者で、この仕様書に定められた業務の完全遂行に努めること。
- (2) 従事員は健康であり、業務遂行に支障のない者であること。

### 3 業務内容

#### (1) 機械操作及び管理

##### ア 空気調和設備

ボイラー・チラーにより各階に設けられた空調機を経て、空気吹き出し口に至までの冷暖房設備の全ての運転、管理を行うものとする。フィルター等を適宜清掃し保全する業務を含む。

##### イ 換気調節設備

外気取入口及び室内吹入口より各階に設置された換気ファンを経て、室内の換気調節を行う全ての設備の運転管理を行うものとする。適宜清掃し保全する業務を含む。

##### ウ 給排水給湯衛生設備

水道計量器より消火水槽に至る市水引込設備並びに受水層・高架水槽より吸水口を経て下水道に至る全ての設備の運転、管理を行うものとする。

##### エ ろ過装置等

ろ過機、熱交換機、ボイラー等の運転、管理を行うものとする。

オ ガス設備

ガス計量器よりガス供給口に至るまでの全ての設備及び付属ガス器具の管理を行うものとする。

カ 電気設備

引込柱の責任分界点より受変電設備を経て、負荷に至る全ての設備及び負荷設備管理を行うものとする。

キ 防災設備

消火水槽より消火ポンプを経て消火放水口に至る全ての設備及び室内に設置された感知機、発信機より受信機に至る全ての設備の管理及び保全並びに消火栓の保全管理を行うものとする。

ク 照明音響設備

照明設備及び音響設備の管理を行うものとする。

ケ 機械は、適時点検のうえ、メーター、モーター、バルブ類を確認し、調整、注油、清掃等を行うこと。

コ ろ過機の洗浄及び集毛機の清掃は適時行うこと。

サ 機械の故障等を発見したときは、速やかに甲に報告するとともに、特別な資材、技術を要するものを除き、早急に修繕すること。

シ 業務にかかる関係設備の法令等の規程による検査に立会うものとする。

(2) 水質・水温等の管理

ア 水質（PH、残留塩素）水温、外気温の検査測定を行い、その結果を日誌等に記録すること。

イ 薬剤注入及び機械操作を適正に行い、水質、水温について法定基準を維持すること。

ウ スーパークロリネーションの実施に立ち会うものとする。

4 その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。